

建設業者の皆様へ

決算変更届の提出について

▪ 決算変更届は、決算終了後4か月以内に知事に届け出なければなりません。 【建設業法第11条】

▪ 決算変更届は、必ず毎年提出してください。

▪ 期限内に提出されない場合には、個別に指導を行い、なお改善されなければ、建設業法に基づく監督処分を行うことがあります。

【建設業法第28条】

▪ 決算変更届が提出されないと、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

【建設業法第50条】

【問い合わせ先】 建設業許可グループ 建設業相談コーナー
電話 06-6941-0351（内線3089・3090）